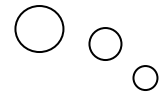


ごみの減量とリサイクルに向けて皆さまのご意見をお聞かせください



ごみ減量・リサイクルに関する事業所アンケート

事業者の皆様には、平素から鎌倉市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、ごみ処理についての基本的な事項及び施策を定める「第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和8～17年度）の策定作業を進めています。特に排出量の抑制・削減に向けては、市民・事業者・行政の協力・連携が不可欠であり、引き続き施策・取組みを進めていく必要があります。

本アンケート調査は、事業者の皆様のご貴重なご意見をお聞きし、実効性の高い計画を策定するための基礎資料としたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和7年（2025年）7月

鎌倉市長 松尾 崇

○調査票の記入に際して

- ・ 本社・本店等ではなく、この調査票が届いた事務所・店舗等でご回答ください。
- ・ ご回答は、調査票に直接記入し、返信用封筒（切手不要）に入れて、下記の締切までにポストに投函していただくか、以下の二次元バーコードを読み取り、電子申請システム（e-kanagawa 電子申請システム）より回答をご入力ください。



（URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail?tempSeq=101655）

※利用者登録等は必要ありません。

締切：令和7年（2025年）8月15日（金曜日） ※消印有効

○対象者の抽出方法、個人情報の取り扱い

- ・ この調査票は、前回調査を依頼した鎌倉市内の事業所及び無作為に選んだ事業所の合計 2,000 事業所にお送りしています。
- ・ 回答はすべて統計的に処理し、個々の調査票が公表されることはありません。
- ・ 得られた情報は調査目的以外に使用することはありません。

○ご質問・お問合せ先

鎌倉市 環境部 ごみ減量対策課

電話：0467-84-8706 F A X：0467-84-8732

鎌倉市のごみ処理の現状について

● 事業系ごみとは？

市に搬入される「事業系ごみ」とは、「事業活動に伴って生じたごみ」のことです。事業活動とは、法人、個人を問わない事業活動全般を指し、対象は店舗、会社、工場、事務所や学校、官公署、社会福祉施設などです。従業員が飲食したお弁当の空容器や食べ残しも、事業系ごみとなります。

● 事業系ごみの分別について

事業活動に伴い生じたごみについては、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

市の施設に搬入できるものは「一般廃棄物」のみです。

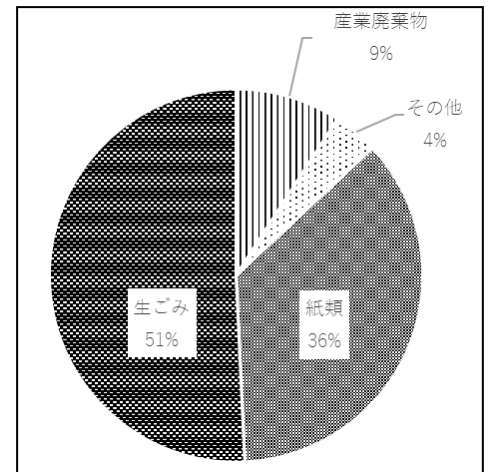
一般廃棄物（市の施設に搬入）・・・生ごみ、汚れた紙類など

産業廃棄物（民間処理施設に搬入）・・・プラスチック、飲食用カン、ビン、ペットボトル、金属類など

● 事業系ごみの組成について

本市が令和6年度に実施した事業系ごみ組成調査では、事業所から出る燃やすごみの約9%に、プラスチック類などの市では受け入れることができない産業廃棄物が混入していました。また、受け入れ可能な品目も減量・資源化をお願いしているところですが、資源化可能な紙類も多く混入しており、まだ減量化・資源化の余地があります。

燃やすごみの削減や、資源の有効活用に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



● 事業系ごみの資源化について

市に搬入される事業系ごみは、令和4年（2022年）6月から民間資源化処理業者にその処理を委託しており、乾式メタン発酵技術による資源化を行っています。【令和5年度（2023年度）実績】約6,300トン

● ごみ処理基本計画とは？

廃棄物処理法に基づき、市町村ごとに策定することが定められている計画です。家庭や事業所から排出されるごみ量について、将来のごみ量を予測し、減量やリサイクル等の目標値を設定します。また、それらの目標達成のための施策や取組みについて位置付けるものです。

現状把握

- ・ ごみ排出量の把握
- ・ 市民アンケート調査
- ・ 事業所アンケート調査
- ・ ごみ組成調査

目標値設定・施策検討

- ・ 将来のごみ量を予測
- ・ 現状を踏まえた目標値設定
- ・ 目標に向けた施策の検討

ごみ処理基本計画策定

- ・ パブリックコメント
- ・ 策定した計画の公表

【一般廃棄物処理基本計画 事業所アンケート】

【回答者の属性】

問1 所在地域を教えてください。

- ① 鎌倉地域 ② 大船地域 ③ 玉縄地域 ④ 深沢地域 ⑤ 腰越地域

問2 あなたの事業所はどのような事業形態ですか。

- ① 飲食料品を扱う小売店
② その他の小売店
③ 事業所・営業所
④ 美容・理容・クリーニング店
⑤ 医療機関
⑥ 社会福祉・介護施設
⑦ 学校・保育所・学習施設
⑧ 工務店
⑨ 工場・作業場
⑩ ホテル・旅館
⑪ 宗教施設
⑫ 上記に該当しない

問3 あなたの事業所の従業員数はどれくらいですか。

- ① 1～4人 ② 5～9人 ③ 10～19人 ④ 20～29人 ⑤ 30人以上

問4 事業所の所有形態を教えてください。

- ① 自宅・グループ所有 ② 賃貸・テナント ③ その他

問5 あなたの事業所は住宅を併設していますか。

- ① 経営者や従業員の住まいを併設している ② 併設していない

【排出状況】

問6 あなたの事業所では、廃棄物処理業者と契約してごみを処理していますか。

- ① 契約している(⇒このままお進みください。) ② 契約していない(⇒問11へ)

問7 問6で①と回答した事業所にお聞きます。契約の料金体系について、教えてください。

- ① 定額制(一定期間で決まった額を支払う)
② 従量制(出したごみの重さに応じて支払う)
③ 袋数制(出したごみ袋の数に応じて支払う)
④ 回数制(収集回数に応じて支払う)
⑤ その他の契約方法

問8 問6で①と回答した事業所にお聞きます。契約している廃棄物収集運搬業者から、分別について説明を受けたことがありますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 分別について事前説明を受けている
② 分別表を配布されている
③ 回収時に口頭で説明・指導がある
④ 分別が不十分な場合、回収されずに再度分別を求めるメモ等がついている
⑤ 市に問い合わせるように言われている
⑥ すべて産業廃棄物として処分している
⑦ 特に説明・指導は受けたことはない

問9 問6で①と回答した事業所にお聞きます。廃棄物収集運搬業者許可業者を選ぶ際、どのような基準で選びましたか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 地域での従来のつきあいによる
② 収集価格が他社よりも安い
③ 分別方法やリサイクル先が明確で、処理について信頼している
④ 業者(社員)の対応が丁寧である
⑤ 本社が管理しているのでわからない
⑥ 建物の管理会社に任せているのでわからない
⑦ 廃棄物の管理会社(コンサルタントなど)に任せているのでわからない

問10 問6で①と回答した事業所にお聞きます。市が優良な廃棄物収集運搬業者を認定した場合、そのような業者を選びますか。

- ① なるべく認定された業者から選びたい(→問18へ) ② 特に検討しない(→問18へ)

問 11 問6で②と回答した事業所にお聞きします。あなたの事業所では、事業活動で発生しているごみや資源物を、どのような方法で処理していますか。

- ① 家庭のごみと同様にクリーンステーション（集積所）に出している（⇒問 12 へ）
- ② 自己搬入している（⇒問 14 へ）
- ③ 本社が管理しているのでわからない（⇒問 14 へ）
- ④ 建物の管理会社に任せているのでわからない（⇒問 14 へ）
- ⑤ 廃棄物の管理会社（コンサルタントなど）に任せているのでわからない（⇒問 14 へ）
- ⑥ 「少量排出事業所収集制度」を利用している（⇒問 17 へ）
- ⑦ その他（⇒問 14 へ）

問 12 問11で①と回答した事業所にお聞きします。事業系ごみは、少量排出事業所収集制度による場合（次ページ参照）を除き、クリーンステーション（ごみ集積所）に出せないことを知っていますか。

- ① 知っている ② 知らなかった

問 13 問11で①と回答した事業所にお聞きします。現在、クリーンステーションへ出している理由を教えてください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない
- ② 家庭ごみと分けることが難しい
- ③ 少量のため、許可業者に断られた
- ④ 許可業者の料金設定が高額
- ⑤ 許可業者と契約するのが面倒
- ⑥ その他

【少量排出事業所収集制度】

少量排出事業所収集制度について

少量排出事業所収集制度の対象となる事業所の登録要件は次のとおりです。

以下の項目にすべて該当していること

- ▶ 鎌倉市内に事業所を有すること
- ▶ 1回のごみの排出量が事業系指定収集袋(20 リットル袋)1袋までであること
- ▶ 燃やすごみの排出量が少なく一般廃棄物収集運搬許可業者と契約ができない事業所であること
- ▶ 一般廃棄物処理実施計画に規定された事業系一般廃棄物のうち、資源物は鎌倉市一般廃棄物収集業者と契約していること
- ▶ 産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者と契約していること
- ▶ 鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約実績がないこと

※ 令和7年度については、戸別収集先行地区(七里ガ浜、鎌倉山、笛田、山ノ内、今泉、今泉台、岩瀬、大町五丁目自治会エリア、松葉町内会エリア(材木座)にある事業所が対象です。令和8年度からは、全市域が対象となります。

※ 制度の詳細については、ごみ減量対策課 戸別収集担当(40-5542)にお問い合わせください。

問14「少量排出事業所収集制度」を知っていますか。

- ① 知っている(⇒問17へ) ② 知らなかった(⇒このままお進みください。)

問15 問14で②と回答した事業所にお聞きます。今後、「少量排出事業所収集制度」を利用したいと思いますか。

- ① 利用したい(⇒問17へ)
② 登録要件に当てはまれば利用したい(⇒問17へ)
③ 対象が全市域に拡大したら利用したい(⇒問17へ)
④ 利用予定はない(⇒問16へ)

問 16 問15で④と回答した事業所にお聞きます。「少量排出事業所収集制度」を利用しない理由をお聞かせください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 登録要件に当てはまらない
- ② 制度がわかりにくい
- ③ 手続きするのが面倒
- ④ その他

問 17 「少量排出事業所収集制度」について、要望等がありましたらお聞かせください。あてはまるものを2つまで選択してください。

- ① 登録要件を見直してほしい
- ② 資源物や産業廃棄物を収集してほしい
- ③ 収集できる量をもう少し増やしてほしい
- ④ 特になし

【分別状況】

問 18 あなたの事業所では、どの品目を分別していますか。項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

No.	項目	分別している (燃やすごみとは分けている)	燃やすごみとして出している	発生しない
1	生ごみ	1	2	3
2	紙パック	1	2	3
3	新聞・雑誌	1	2	3
4	段ボール	1	2	3
5	OA 用紙	1	2	3
6	雑がみ	1	2	3
7	機密文書	1	2	3
8	布類	1	2	3
9	植木剪定材	1	2	3
10	プラスチック類 (柔らかいもの)	1	2	3
11	プラスチック類 (硬いもの)	1	2	3
12	発泡スチロール	1	2	3
13	カン	1	2	3
14	ビン	1	2	3
15	ペットボトル	1	2	3
16	金属類	1	2	3
17	ガラス・陶磁器	1	2	3
18	その他	1	2	3

問 19 あなたの事業所から出る1日あたりの燃やすごみの量を教えてください。

- ① 1 kg未満
- ② 1 kg以上 25 kg未満
- ③ 25 kg以上 50 kg未満
- ④ 50 kg以上 75 kg未満
- ⑤ 75 kg以上 100 kg未満
- ⑥ 100 kg以上
- ⑦ 不明

問20 問19で選択した燃やすごみの量のうち、生ごみの量の割合は、どのくらいですか。

- ① 10%未満
- ② 10%以上 25%未満
- ③ 25%以上 50%未満
- ④ 50%以上 75%未満
- ⑤ 75%以上 100%
- ⑥ 不明

問21 あなたの事業所では、ごみの分別に当たり、課題はありますか。

- ① 課題はない(⇒問23へ) ② 課題がある

問22 問21で②と回答した事業所にお聞きます。どのような課題がありますか。

あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 事業系ごみの分別が難しく、分かりづらい
- ② 分別するための人的・時間的余裕がない
- ③ 従業員にごみの分別について周知することができない
- ④ ごみ箱を置くスペースがない
- ⑤ 衛生面からごみの分別が難しい
- ⑥ 利用客の分別が悪い
- ⑦ その他

問23 鎌倉市における事業系ごみの排出・処理のルールについて、ご存じですか。あなたの事業所で、項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

No.	項目	回答	
1	事業系ごみには一般廃棄物と産業廃棄物がある。	①知っている	②知らなかった
2	市の処理手数料は400円/10kgである。	①知っている	②知らなかった
3	事業所から出るプラスチックは産業廃棄物であり、燃やすごみとして出すことはできない。	①知っている	②知らなかった
4	資源化可能な紙類は資源物であり、燃やすごみとして出すことはできない。	①知っている	②知らなかった
5	燃やすごみに産業廃棄物などが混入していた場合は受け入れ拒否される場合がある。	①知っている	②知らなかった

【資源化】

問 24 あなたの事業所でのごみ減量・リサイクルの取組状況をお聞きます。

- ① 積極的に取り組んでいる
- ② ある程度取り組んでいる
- ③ ほとんど取り組んでいない(⇒ 問 27 へ)
- ④ 取り組んでいない(⇒ 問 27 へ)

問 25 問24で、①または②を選択した事業所にお聞きます。あなたの事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組みを行っていますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 生ごみの水切り
- ② 食材や在庫管理の徹底
- ③ 簡易包装の実施
- ④ 資源物の回収ボックスの設置
- ⑤ 調理くずが少なくなるように工夫している
- ⑥ 生ごみの資源化に積極的に取り組んでいる
- ⑦ 食べ残しが減るような工夫をしている
- ⑧ 繰り返し利用できる製品の利用や、グリーン購入対象の製品・商品を利用・販売している
- ⑨ 原料・材料・素材等をごみ減量やリサイクル可能なものに変更している
- ⑩ 環境マネジメントシステムの構築
- ⑪ 事業所の3R への取組みを積極的に PR している
- ⑫ 市民(消費者)との意見交換や話し合いに積極的に取り組んでいる
- ⑬ 製品の修理の実施やその積極的な PR
- ⑭ 特に取り組んでいない
- ⑮ その他

問 26 問24で、①または②を選択した事業所にお聞きます。あなたの事業所で、減量、リサイクルに取り組む理由を教えてください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 環境にいいため
- ② 社会的責任を果たすため
- ③ コスト削減のため
- ④ 法で定められているため
- ⑤ 会社全体で規定されているため
- ⑥ 宣伝・イメージアップのため
- ⑦ その他

食品リサイクルについて

食品リサイクルとは、食品廃棄物を減らし、再利用することで、資源の有効利用と環境負荷の軽減を目指す取り組みです。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（通称：食品リサイクル法）では、食品関連事業者に対して、食品廃棄物の発生抑制、再利用、熱回収、減量化を求めています。

本市では食品リサイクルを推進しており、「登録再生利用事業者※」にかかる情報提供をおこなっています。

【登録再生利用事業者】

登録再生利用事業者とは、食品循環資源（例えば、食品廃棄物）を再生利用（肥料化、飼料化など）する事業者で、食品リサイクル法に基づいて一定の基準を満たし、登録を受けた者を指します。

問 27 あなたの事業所では、生ごみの減量やリサイクル（生ごみ処理機を利用した、たい肥化など）に取り組んでみたいと思いますか。

- ① 既に取り組んでいる
- ② 多少費用が掛かっても取り組みたい
- ③ 市の補助金があれば検討したい
- ④ 手間がかからなければ取り組みたい
- ⑤ 詳しい情報を知らないため分からない
- ⑥ 生ごみは発生しない
- ⑦ 取り組む意向はない

事業系ごみの資源化について

以前は焼却処理を行っていた事業系ごみ（食品廃棄物や紙ごみなどの一般廃棄物）について、令和 4 年 6 月から、県外の乾式メタン発酵バイオマス施設において資源化処理を行っています。

【乾式メタン発酵バイオマス施設とは】

メタン菌により発酵させることで生成したバイオガスを発電燃料として活用する再生可能エネルギー発電施設であり、焼却処理と比較して二酸化炭素排出量も低減されます。

問 28 あなたの事業所は、本市が事業系ごみの資源化に取り組んでいることを知っていますか。

- ① 知っている ② 知らなかった

問 29 あなたの事業所では、食品リサイクルに取り組みたいと思いますか。

- ① 取り組みたいと思う
- ② 取り組みないと思う(⇒問 31 へ)
- ③ 食品関連事業者ではない(⇒問 31 へ)

問30 問 29で①と回答した事業所にお聞きします。食品リサイクルの実施にあたり、市に対する要望はありますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 情報を提供して欲しい ② 市からの補助金が欲しい ③ その他

事業系生ごみ処理機補助制度について

【対象となる生ごみ処理機】

生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量、消滅又はたい肥化することが可能な機器であって、処理能力が1日に2キログラム以上のもの

【補助額】

▶ 機器を購入するとき

機器の本体費用に設置費用を加えた額に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

▶ 機器を賃借により利用するとき

機器を設置した日から5年間に限り、当該期間中の各年度に要する機器の賃借費用(設置費用及び保守管理費用を含む。)に3分の1を乗じて得た額を補助するものとし、各年度の補助金の合計が100万円に達するまでを限度とする。

【対象となる事業者】

次に掲げるすべての要件に該当していること

- ① 市内に事業所を有していること
- ② 事業を営む個人にあつては、市内に住所を有し現に居住していること
- ③ 鎌倉市廃棄物減量化、資源化及び処理に関する条例第16条に定める多量排出事業者にあつては、同条例第16条の2に定める減量化及び資源化計画書を提出していること
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ 本市のごみ減量・資源化施策に協力していること

問 31 あなたの事業所では、本市の事業系生ごみ処理機補助制度について知っていますか。

- ① 知っている ② 知らなかった(⇒ 問 33 へ)

問 32 問 31 で①と回答した事業所にお聞きます。事業系生ごみ処理機補助制度を利用したいと思いますか。

- ① すでに利用している ② 利用したい ③ 検討している ④ 利用予定はない

問 33 あなたの事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。

あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 素材が分からない物があり、分別できない
- ② 分別の数のごみ箱を置くスペースがない
- ③ 分別・リサイクルに手間がかかる
- ④ 少量しかごみが出ないため、収集コストが高くなる
- ⑤ 分別のごみ箱を設置していても客が分別せずに捨てる
- ⑥ どの業者に依頼すればリサイクルができるのか分からない
- ⑦ 分別や排出のルール自体をよく知らない
- ⑧ リサイクルすることでコストが高くなる品目がある
- ⑨ 従業員やテナントに意識を浸透させることが難しい
- ⑩ 本社に決定権があり、その指示に従うしかない
- ⑪ 売却や譲渡の方法がわからない
- ⑫ 質問・相談するための市の窓口がわからない
- ⑬ ごみの減量やリサイクルをする意義が分からない
- ⑭ 特に問題はない
- ⑮ その他

問 34 ごみ減量・リサイクルに関する情報をどのようにして入手していますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① 広報かまくら
- ② 市のパンフレット、チラシ
- ③ 収集業者からのお知らせ
- ④ 鎌倉ごみ減量通信
- ⑤ 市役所やクリーンセンターへの問い合わせ
- ⑥ 市の HP
- ⑦ インターネット
- ⑧ 同業者や加盟団体からのお知らせ
- ⑨ 新聞・雑誌
- ⑩ テレビ・ラジオ
- ⑪ 特になし
- ⑫ その他

問 35 ごみ減量・リサイクルを促進するためには、どのような施策が必要だと思いますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

- ① マニュアルの提供
- ② 事例紹介
- ③ 排出事業者に対する啓発・指導
- ④ 収集業者、リサイクル業者に関する情報提供
- ⑤ リサイクル事業の拡充
- ⑥ 相談窓口の充実
- ⑦ 優良事業所の紹介や表彰
- ⑧ 法令や条例等の規制に関する情報の提供
- ⑨ 本社やスーパーバイザーなどの管理的立場にいる方への周知・啓発
- ⑩ 製造・加工・販売業者等に対する啓発・指導
- ⑪ 収集業者への指導強化
- ⑫ 社内研修等による従業員の意識向上
- ⑬ 事業者を対象とした廃棄物の講習会の開催
- ⑭ その他

質問は以上で終了となります。

8月15日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて返送または WEB での回答をお願いいたします。
いただいた回答を集計し、今後の事業系ごみ処理施策の具体的な計画や数値目標の設定に当たり
基礎資料とさせていただきます。

アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。